

自動車税(種別割)と軽自動車税(種別割)



新潟県 総務部 税務課 及び 市町村課 監修

令和7年度の自動車税(種別割)の納税通知書が、皆様のお手元に届いたかと思えます。また、軽自動車税(種別割)の納税通知書も、お住いの市町村によって少し発送時期に違いがありますが、そろそろ届いているかと思えます。自動車税(種別割)と軽自動車税(種別割)は、それぞれ自動車や軽自動車等の所有者に課せられる地方税です。毎年4月1日時点の自動車や軽自動車等の所有者(ローンによる購入など場合によっては使用者)が支払うもので、主に車の種別、排気量などによって税率が設定されています。自動車税及び軽自動車税には、「種別割」のほかに、取得時に課税される「環境性能割」もあります。今回は、自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)について、そのしくみや違いなどをご説明します。

普通車の自動車税(種別割)の基本的なしくみ

自動車税(種別割)の税額は、排気量・積載量・用途などにより、1台あたりの年税額で定められています。自家用乗用車の場合、排気量が大きくなるほど税額も高くなります。また、環境に配慮した減税措置として、環境負荷の小さい自動車の税額を軽減(電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車などが対象)し、初めての新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税額を重くするグリーン化特例が導入されています。



普通車と軽自動車で何が違う? なぜ違う?

自動車税(種別割)と軽自動車税(種別割)は、名称はほぼ一緒ですが、その内容には異なる点が意外と多いです。まず、自動車税(種別割)は都道府県税であるのに対し、軽自動車税(種別割)は市町村税です。そのため当然ですが、納税通知書の発送元と納付先が異なります。登録・管理についても普通自動車は、国の運輸支局で行われるのに対し、軽自動車は、各市町村や軽自動車検査協会で行われる違いがあります。

【自動車税(種別割)と軽自動車税(種別割)の主な違い】

	自動車税(種別割)	軽自動車税(種別割)
課税対象となる車両	自動車(二輪車、小型・大型特殊車、軽自動車を除く)	軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
税金を納める先	都道府県	車両の主たる定置場のある市町村
税額の決まり方	・主に排気量によって税額が決まり、排気量が大きいくほど税額が高くなる。 ・新車登録からの経過年数や環境性能によって税額が変動する場合がある。	・車種、排気量や出力、最高速度などで税率が変動する。 ・最初の新規検査年月からの経過年数によって税額が上がる場合がある。
月割課税・還付	年度途中で新規登録や廃車をした場合、月割で課税・還付される。	年度の途中で取得・廃車した場合でも、月割での課税・還付はない。 ※4月1日時点の所有者に1年分の税金が課税される。

電動キックボードやペダル付き電動バイク(特定小型原動機付自転車など)については?

近年、新しいモビリティとして利用者が増えている、一定の要件を満たす、電動キックボードやペダル付き電動バイクなどは、標識(ナンバープレート)の交付を受ける必要があり、道路交通法上の区分に応じて課税対象となる場合があります。課税対象になるか、年額について、お住いの市町村にお問い合わせください。電動による車両には様々なものがありますが、不明な点があればお住いの市町村にお問い合わせください。



それぞれのお問い合わせ先はこちらです

自動車税について:新潟県 総務部 税務課 (025-280-5051)

軽自動車税について:お住まいの市町村税務担当課

★新潟県の生涯学習の情報なら

ラ・ラ・ネット

検索

